

深谷市建設工事等競争入札執行要領

(令和6年8月30日市長決裁)

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 一般競争入札（第2条—第9条）

第3章 指名競争入札（第10条—第12条）

第4章 入札執行（第13条—第30条）

第5章 契約締結（第31条—第34条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事、製造の請負、物品の買入れ、売払い、賃貸借又は設計、調査、測量その他の業務委託（以下「建設工事等」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の執行に関し、深谷市契約規則（平成24年深谷市規則第27号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般競争入札

(入札参加資格)

第2条 一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 深谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成21年深谷市規則第30号）第2条第5号又は深谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成28年深谷市告示第294号）第3条第1項に規定する資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に対応する業種又は業務で登録されていること。

(3) 施行令第167条の6第1項の規定による公告をした日（以下「公告日」という。）から当該建設工事等の契約締結までの期間に深谷市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(4) 前号に規定する期間に深谷市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の決定をされ、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の決定をされた場合において、競争入札に係る参加資格の再審査の申請を行い公告日において当該参加資格を有するとされていること。

(6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

(7) その他公告に定めること。

2 インターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）による一般競争入札にあつては、前項第2号の規定は、適用しない。

（入札公告）

第3条 契約規則第4条の規定に基づく公告をしたときは、速やかに市ホームページ等において公表するものとする。

（入札参加の申込み）

第4条 一般競争入札に参加しようとする者は、公告で定める期限までに、一般競争入札参加資格等確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により参加しようとする者は、競争参加資格確認申請書を提出するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、公有財産売却システムにより参加しようとする者は、公有財産売却一般競争入札参加申込書を提出するものとする。

(入札参加資格の確認)

第5条 前条第1項の確認申請書の提出を受けたときは、参加資格の有無及び参加資格がないと認めた場合の理由を確認し、確認結果を通知するものとする。

2 前条第2項の競争参加資格確認申請書の提出を受けたときは、電子入札システムにより通知するものとする。

3 前条第3項の公有財産売却一般競争入札参加申込書の提出を受けたときは、公有財産売却システムにより通知するものとする。

4 参加資格がないと認められた者は、異議があるときは、参加資格の有無の再確認を求めることができるものとする。

(参加資格の取消)

第6条 参加資格がある旨の通知を受けた者(以下「入札参加者」という。)が、当該入札が執行されるまでの期間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札の参加資格を取り消すものとする。ただし、入札参加資格の有無の審査を入札後に行う一般競争入札(以下「事後審査型入札」という。)は除く。

(1) 施行令第167条の4に該当する者となったとき。

(2) 死亡(法人においては解散)したとき。

(3) 営業停止命令を受けたとき。

(4) 営業の休止又は廃止をしたとき。

(5) 金融機関に取引を停止されたとき。

(6) その他公告に定める参加資格に該当しない者となったとき。

(設計図書等)

第7条 入札に係る図面、仕様書その他入札金額の見積りに必要な図書(以下「設計図書等」という。)は、市ホームページに掲載し、又は入札参加者に貸与し、若しくは配布することができるものとする。この場合の貸与又は配布の方法は、公告において明示するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札システムにより行う入札に係る設計図書等は、当該電子入札システムに掲載するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、公有財産売却システムにより行う入札に係る設計図書等は、当該公有財産売却システムに掲載するものとする。
- 4 入札参加者からの質問及び当該質問に対する回答は、全ての入札参加者に周知するものとする。

(入札保証金)

第8条 入札保証金については、契約規則第5条から第8条までの規定によるものとする。

- 2 入札保証金の還付は、入札後、請求書を提出させて行うものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者が納付すべき契約保証金があるときは、これに充当するものとする。
- 3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金又はその納付に代えて提供された担保は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条第4項の規定により市に帰属するものとする。

(入札金額見積内訳書)

第9条 入札参加者から初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、建設工事については、入札参加者から初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めるものとする。

第3章 指名競争入札

(指名業者の選定)

第10条 指名業者を選定する者は、資格者名簿に登載されている者の中から選定し、深谷市建設工事請負等指名業者選定要綱（平成18年深谷市訓令第94号）第3条に規定する選定業者数を基準とし、指名するものとする。

(指名及び入札の通知)

第 1 1 条 当該建設工事等の入札事務を所掌する部署の長は、その入札に指名された旨及び入札の対象、入札日時、入札場所その他入札執行に関し必要な事項を指名業者に通知するものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第 1 2 条 第 2 条及び第 6 条から第 9 条までの規定は、指名競争入札について準用する。この場合において、第 3 条及び第 7 条中「第 1 6 7 条の 4」とあるのは「第 1 6 7 条の 1 1」と、「公告」及び「参加資格がある旨の通知」とあるのは「指名通知」と読み替えるものとする。

第 4 章 入札執行

(予定価格調書の作成)

第 1 3 条 予定価格調書は、入札執行前に作成し、封書に入れ、封印するものとする。

2 最低制限価格又は調査基準価格を設けるときは、その価格を決定し、併せて予定価格調書に記入するものとする。ただし、予定価格を事前に公表した場合は、この限りでない。

(入札執行者等)

第 1 4 条 入札執行者は、当該建設工事等の深谷市職務権限規程（平成 1 8 年深谷市訓令第 1 4 号）の決裁権者又は決裁権者が指定した者とする。

2 入札執行者は、入札をするに当たって、当該建設工事等の入札を所掌する部署の長にその執行を補助させることができる。

(入札の準備)

第 1 5 条 入札執行者は、入札の執行が適正に行われるような場所を選定するとともに、入札執行者側と入札参加者側の配置について、十分配慮するものとする。

2 入札執行者は、入札に先立ち、当該入札に付する建設工事等の予定価格調書、くじ及び入札執行に必要なものを準備しなければならない。

(入札の執行)

第16条 入札執行者は、あらかじめ公告又は指名通知（以下「公告等」という。）により指定した時間になったとき、入札参加者を順次入室させ、入札の開始を宣言し、当該建設工事等の名称及び入札参加者の確認を行うものとする。

2 前項の確認後の入札参加は、認めないものとする。

3 入札参加者は1業者1人とし、入札執行途中での退出は認めないものとする。

4 入札は、入札書に必要事項を記載させ、記名押印の上、封書にして、入札箱に投入させなければならない。

5 前4項の規定にかかわらず、電子入札システムにより行う入札にあつては、あらかじめ公告等により指定した日時及び方法に従い、当該電子入札システムにより行うものとする。

6 前5項の規定にかかわらず、公有財産売却システムにより行う入札にあつては、あらかじめ公告等により指定した日時及び方法に従い、当該公有財産売却システムにより行うものとする。

（代理人による入札）

第17条 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合において、入札執行者は、入札前に委任状により代理人であることを確認しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札システムにより行う入札にあつては、代理人による入札は認めない。

（入札の辞退）

第18条 入札執行者は、入札参加者が入札を辞退する旨を申し出た場合、次に掲げるところにより取り扱うものとする。

（1） 入札執行前にあつては、入札辞退届を提出させる。

（2） 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出させる。

（3） 電子入札システムにより行う入札の辞退にあつては、深谷市公共工事等電子入札運用基準に基づき、取り扱う。

（4） 公有財産売却システムにより行う入札の辞退にあつては、

深谷市インターネット公有財産売却ガイドラインに基づき、取り扱う。

- 2 前項により入札を辞退した者については、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを行わない。

(入札書の書換等の禁止)

- 第19条 入札執行者は、入札参加者がいったん投入した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回をさせてはならない。

(入札の延期等)

- 第20条 入札執行者は、公告等で指示がある場合を除き、入札参加者が1者であるときは、当該入札の執行を中止する。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合であって、入札参加者の数が1者であるときは、この限りでない。

(1) 一般競争入札を電子入札システム又は公有財産売却システムにより執行するとき。

(2) 再度入札を電子入札システムにより執行するとき。

- 2 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、深谷市建設工事等入札談合情報措置要領（平成18年深谷市訓令第99号）に基づき、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、中止し、若しくは取り消すことができる。
- 3 入札執行者は、天災地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なとき、適正な入札の執行ができないと判断したときなど、必要と認めるときは、その執行を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

(開札)

- 第21条 開札は、入札書の提出後、直ちに当該入札場所において入札者立会いの下に行わなければならない。ただし、電子入札システム又は公有財産売却システムにより行う開札にあつては、入札参加者の立会いを不要とし、一括開札処理で行うものとする。

- 2 前項本文の開札の場合、入札参加者の立会いを欠いたときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。
- 3 入札執行者は、開札を宣言した上、直ちに入札書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。
- 4 入札執行者は、前項の審査を行った後に、予定価格調書を開封して、予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）と入札価格との対比を行わなければならない。
- 5 最低制限価格又は調査基準価格を設けているときは、前項の対比に加え、これらの110分の100の価格と入札価格との対比を行わなければならない。
- 6 第4項の規定にかかわらず、公有財産売却システムによる開札にあつては、予定価格と入札価格との対比を行わなければならない。
- 7 開札の結果は、入札記録書掲載順にその入札者名及び入札価格を発表するものとする。ただし、無効な入札、最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）未満の入札及び調査限界価格の110分の100の価格（以下「調査限界比較価格」という。）未満の入札があつたときは、その入札価格は発表しないものとする。

（入札の無効）

第22条 契約規則第12条各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札
- (2) 談合その他不正行為があつたと認められる入札
- (3) 入札公告等において定めた提出書類を提出しない者がした入札又は虚偽の提出書類を提出した者がした入札
- (4) 郵便（入札の方法として指定した場合を除く。）、電報、電話又はファクシミリにより提出した者がした入札
- (5) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

(6) 設計金額又は予定価格を入札執行前に公表している場合において、当該公表している金額を超えた（物品の売払いにあつては、超えない）入札

(7) 再度入札において、前回の入札の最低入札価格（最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限比較価格未満の価格を除く。）以上の価格による入札

2 電子入札システムによる入札の場合においては、契約規則第12条第1号の「押印」及び同条第4号の「押印された印影」とあるのは、「電子証明書の添付」と読み替えるものとする。

3 公有財産売却システムによる入札の場合においては、契約規則第12条第1号から第4までの規定は、適用しない。

（失格基準）

第23条 最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限比較価格未満による入札をした者は、失格とする。

2 調査限界価格を設けた場合にあつては、調査限界比較価格未満による入札をした者は、失格とする。

（落札者の決定）

第24条 入札執行者は、入札書比較価格の制限の範囲内で、無効又は失格となる入札を除く入札（以下「有効な入札」という。）のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 事後審査型入札にあつては、入札書比較価格の制限の範囲内で有効な入札のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、当該落札候補者に対する入札参加資格の審査を経て落札者を決定する。

3 総合評価方式を適用した入札にあつては、入札書比較価格の制限の範囲内で、有効な入札のうち、評価値又は総合評価点（以下「評価値等」という。）の最も高い者を落札候補者とし、当該落札候補者に対する入札参加資格の確認を経て落札者を決定する。

4 物品の売払いにあつては、予定価格以上で、有効な入札のうち、最高の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 5 落札者決定後、落札者から課税事業者又は免税事業者の届出書を徴するものとする。ただし、共同企業体については、構成員それぞれについてこの届出書を徴するものとする。
- 6 公有財産売却システムによる入札にあっては、前項の規定は、適用しない。

(くじによる落札者の決定)

第25条 入札執行者は、落札とすべき同価の入札が2者以上（総合評価方式を適用した入札においては、評定値等が最も高い者が2者以上）あるときは、直ちに当該入札参加者にまず落札者を決定するくじを引く順番を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

- 2 前項により落札者を決定したときは、その入札書にくじを引いた結果落札した旨を落札者に記載させ、記名押印させるものとする。
- 3 第1項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 4 電子入札システムにおいては、電子くじ（入札参加者が入札時に入力した任意の3桁の数字とシステムで発生する乱数を用いて決定する方法をいう。以下同じ。）により落札者を決定する。
- 5 公有財産売却システムにおいては、当該システムによるくじ（自動抽選）により落札者を決定する。
- 6 事後審査型入札においては、前項の「落札者」を「落札候補者」と読み替え、当該落札候補者に対する入札参加資格の審査を経て落札者を決定する。

(落札者決定の保留)

第26条 総合評価方式を適用した入札において、入札書比較価格の制限の範囲内で、最低の価格が調査基準価格の110分の100の価格未満の入札（以下「低入札価格」という。）であったと

きは、入札執行者は、落札者の決定を保留し、深谷市建設工事低入札価格取扱要綱（平成18年深谷市訓令第97号）の定める手続を行うものとする。

- 2 前項の場合において、入札書比較価格の制限の範囲内の入札（低入札価格以外の入札にあつては、最低の価格のものに限る。）の中に同価のものがあるときは、直ちに当該入札をした入札参加者にまず順位を決定するくじを引く順番を決めるくじを引かせ、その結果により順位を決定するくじを引かせ、順位を決定する。
- 3 前項により順位を決定したときは、くじを引いた者にくじを引いた旨及びその結果を決定した順位を当該入札書に記載させ、記名押印させるものとする。
- 4 第2項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 5 電子入札システムにおいては、電子くじにより順位を決定する。

（再度入札）

第27条 入札執行者は、開札後入札書比較価格の範囲内の入札（最低制限価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の範囲内で最低制限価格比較価格以上の価格の入札）がないときは、直ちに再度入札を行うものとする。

- 2 再度入札は、2回までとする。
- 3 再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者に限る。ただし、前回の入札で辞退した者、無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、再度入札を行わない。

（1） 予定価格を入札執行前に公表しているとき。

（2） 再度入札に参加する者がいないとき。

（不調時の取扱い）

第28条 入札執行者は、一般競争入札の場合において、再度入札によっても落札者がいないときは、入札を打ち切り、日時を改めて公告をし、一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付することができないときは、随意契約とすることができるものとする。

2 指名競争入札の場合において、再度の入札によっても、落札者がいないときは、入札を打ち切り、改めて、当該入札参加者以外の者による指名競争入札に付するものとする。ただし、指名替えによる指名競争入札に付することができないときは、随意契約とすることができるものとする。

3 前2項の規定により随意契約の方法による契約の締結を行うときの取扱いについては、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 随意契約の相手方となることができる者の中から希望者に対して、見積書を提出するに当たり必要な事項を通知する。ただし、電子入札システムにあっては、随意契約の相手方となることができる者に対して、当該電子入札システムにより通知するものとする。

(2) 見積書の提出期限までに、随意契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積価格が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とする。

4 前項の規定により契約の相手方を決定したときは、その旨を契約の相手方に通知するものとする。

(落札結果等の通知)

第29条 入札執行者は、落札者を決定したときは、当該入札場所において、入札参加者にその旨を発表するものとする。ただし、電子入札システム又は公有財産売却システムにあっては、当該電子入札システム又は公有財産売却システムにより通知するものとする。

2 第26条又は第27条により落札者を決定したときは、その旨を落札者に通知するものとする。

(契約書類の送付)

第30条 前条の通知後は、契約書、契約約款、設計図書その他契約に必要な書類を添付して、落札者に送付するものとする。

第5章 契約締結

(契約保証金)

第31条 契約保証金については、契約規則第28条及び第29条の規定によるものとする。

2 契約保証金の還付は、契約保証金還付請求書を提出させて行うものとする。ただし、物品の売払いにあつては、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金又はその納付に代えて提供された担保は、法第234条の2第2項の規定により市に帰属するものとする。

(契約金額)

第32条 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)とする。

(契約の確定)

第33条 契約は、契約規則第25条の規定に基づき契約書を作成し、市長又は市長から委任を受けた者と契約の相手方が、契約書に記名押印したときに確定する。ただし、電子契約サービスによる契約締結を行う場合については、双方が電子署名を施したときに確定する。

(その他)

第34条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成28年3月31日市長決裁)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 8 日市長決裁）

この要領は、平成 28 年 12 月 9 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 22 日市長決裁）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日市長決裁）

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 26 日市長決裁）

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日市長決裁）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 30 日から施行する。